

## 2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進 1（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して医療サービス等が受けられ、健康に暮らせるよう医療法等に基づき、病院等への監視・指導等を行う。

また、医薬品等の品質や安全性を確保するため、医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

(1) 医事監視指導（平成8年度保健所開設時開始 予算：2,983千円 市単独）

### 【事業の目的・内容】

市民が適切な医療を受けられるよう、病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所について、医療法等に基づく各種申請等に対する許可などを行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、 柔道整復師法、死体解剖保存法、 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課地域医療グループ

### 《実 績》

① 医療施設等数（各年度4月1日現在）

年度	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
H 1 9	3 2	4 4 8	2 9 4	1	3 4 1	1 4 0	1 1 0	8
H 2 0	3 2	4 5 2	3 0 0	1	3 4 6	1 4 6	1 0 8	6
H 2 1	3 2	4 4 7	2 9 9	2	3 5 0	1 5 0	1 0 9	6
H 2 2	3 2	4 4 3	2 9 5	4	3 5 6	1 6 0	1 0 9	8
H 2 3	3 1	4 4 0	2 9 3	5	3 6 4	1 6 4	1 0 8	8

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

② 立入検査、許可・届出等件数（平成22年度）

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
立入検査	3 2	3 5	3	1	2 0	1 7	6	4
開設許可	0	1 0	1	0	—	—	—	0
変更許可	2 3	9 1	1	0	—	—	—	0
使用許可	1 3	3	0	0	—	—	—	—
開設届等	0	9	4	1	2 0	1 6	6	—
変 更 届	1 2	1 1 3	2 6	0	2 2	2 8	2	4
休廃止等届	1	2 1	1 0	0	1 0	1 3	7	0

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

③ 死体解剖許可件数

平成22年度15件

(2) 薬事監視指導

(平成8年度保健所開設時開始 予算：2,901千円 市単独・一部県委託金)

【事業の目的・内容】

医薬品類の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業、毒物劇物販売業等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬事法、毒物及び劇物取締法	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度4月1日現在）

年度	店舗販売業 ※1	一般販売業※2	特例販売業※2	毒物劇物 販売業	毒物劇物業務 上取扱者※3
H19	—	55	29	300	—
H20	—	53	30	303	—
H21	—	53	36	303	10
H22	43	10	29	290	9
H23	51	4	22	295	8

※1 改正薬事法(H21.6.1施行)に基づく新たな業態

※2 改正薬事法(H21.6.1施行)に基づくH24.5.31までの移行期間のみの許可

※3 H21.4.1～県からの権限移譲に基づく事務

② 立入検査、許可・届出等件数（平成22年度）

	店舗販売業	一般販売業	特例販売業	毒物劇物 販売業	毒物劇物業務 上取扱者
立 入 検 査	13	2	8	94	3
新規許可等	9	0	0	21	0
更 新 許 可	—	0	1	68	—
変 更 届	131	0	14	15	0
休 廃 止 等 届	0	7	7	17	0

(3) 薬事関係経由事務（平成8年度保健所開設時開始 予算：県委託金）

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため、必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行っている。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬事法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法，大麻取締法，覚せい剤取締法， 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係（経由事務）業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局	卸売 販売業	薬種商 販売業	薬局医薬品 製造業	配置販売業
H19	1 8 0	6 5	2 8	3 1	2 4
H20	1 9 3	6 7	2 6	3 3	2 6
H21	1 9 1	6 2	2 7	3 0	2 9
H22	1 9 9	7 2	2 6	3 0	3 1
H23	2 0 2	8 0	2 2	3 0	3 1

年度	医療機器 販売業	麻薬 施用施設	麻薬 研究施設	麻薬卸売・ 小売業者
H19	1, 9 5 1	2 5 3	8	8 7
H20	1, 7 5 7	2 6 1	7	9 6
H21	2, 0 1 2	2 5 5	1 2	9 8
H22	2, 1 1 9	2 5 2	8	1 0 7
H23	2, 1 1 8	2 5 3	9	1 1 3

② 許可・届出等件数（平成22年度）

	薬局	卸売 販売業	薬種商 販売業	薬局医薬 品製造業	薬局医薬 品製造販 売業	配置 販売業	医療機器 販売業
新規許可・届出	7	1 6	0	0	0	1	9 9
更新許可	3 6	9	3	8	8	3	1 3 3
変更届	4 8 4	6 4	0	0	0	1	1 6 9
休廃止届	8	8	4	0	0	1	6 3
その他	8 5	0	0	1	0	8 8	0

	毒物劇物 取扱者試験	麻薬取扱者
新規許可・届出	—	4 8 6
変更届	—	7 5
休廃止等届	6 5	6 2 4
その他	—	4 7 9

(4) 薬物乱用防止（平成8年度保健所開設時開始 予算：242千円 一部県委託金）

【事業の目的・内容】

薬物の乱用は様々な問題を引き起こし、乱用者自身にとどまらず、周囲を巻き込み地域社会の存立をも脅かすものとなる。乱用による被害を未然に防止するため相談窓口を設置し、また、栃木県薬物乱用防止指導協議会の宇都宮地区協議会事務局として、街頭キャンペーン等の組織的活動を展開するほか、関係団体で構成する薬物乱用防止連絡会議において、連携協力体制による効果的な啓発活動を検討・実施して、薬物乱用防止対策の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策実施要綱、薬物相談窓口事業等実施要綱 等	総務課薬事グループ

《実 績》

① 相談窓口受付件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22
相談件数	12	5	3	11	2

② 啓発活動（平成22年度）

ア 栃木県薬物乱用防止宇都宮地区協議会による啓発活動

- 4月 駅東花みずきフェスタにおいて啓発活動実施
- 5月 フェスタmy宇都宮において啓発活動実施
- 6月 6.26 ヤング街頭キャンペーン実施
- 7月 栃木 SC ホームゲームにおいて啓発活動実施
- 11月 宇都宮市民福祉の祭典において啓発活動実施
- 2月 薬物乱用防止対話集会開催【新規・国モデル事業】

イ 平成22年度宇都宮市協働事業提案制度実施事業

- 12月 特定非営利活動法人栃木DARCと協働で薬物乱用防止セミナーを開催

③ 薬物乱用防止連絡会議

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：栃木県薬物乱用防止指導宇都宮地区協議会、一般社団法人宇都宮市薬剤師会、特定非営利活動法人栃木DARC、宇都宮市

(5) 自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（平成17年度開始 予算：51千円 市単独）

【事業の目的・内容】（企画グループ）

平成16年7月1日から一般市民による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成16年医政発第0701001号）	総務課企画グループ

《実 績》

市内のAED設置済み施設・・・480施設（514台）

① AEDの設置状況 (設置施設数の累計)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
							設置台数
市有施設	4	88	202	204	224	227	233台
県有施設※	—	—	—	—	—	69	83台
民間施設※	22	—	43	—	70	184	198台

※県有施設及び民間施設の設置施設数は、設置状況調査による

② AED講習会

- ・対象者 AEDを設置している市施設の職員等
- ・受講者数 平成22年度 8回開催 164名受講
- ・内容 ①AEDの管理方法  
②応急手当講習会(中央消防署)

(6) 献血量の確保・献血事業の普及啓発(昭和44年度開始 予算:24千円 市単独)

【事業の目的・内容】

国、県、採血事業者等と連携し、献血量の確保を図るとともに、献血についての正確な情報を伝達し、市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根拠法令等	主管課・係
採血及び供血あっせん業取締法 〔安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 H14.7公布〕 〔基本的な方針 H15.6告示〕	総務課薬事グループ

《実績》

- ① 出張採血計画の策定
- ② 献血日程の広報誌への掲載(毎月)
- ③ 献血推進運動への協力  
7月 愛の血液助け合い運動 1月 はたちの献血推進運動  
・啓発ポスターの送付  
・広報誌への掲載
- ④ 本市の献血者数(赤十字血液センター母体、献血ルームを除く)

ア 実績

(人)

項目	全血献血		成分献血	総数
	200ml	400ml		
H22目標数(人)	2,180	10,710	375	13,265
H22実績数(人)	4,178	10,626	462	15,266
達成率(%)	191.7	99.2	123.2	115.0
【参考】 H23目標数(人)	3950	10,270	300	14,520

イ 献血者数年次推移

(人)

年 度	全 血 献 血		成分献血	総 数
	200ml	400ml		
平成11年度	6,981	7,634	1,453	16,068
平成12年度	6,177	8,201	1,408	15,786
平成13年度	5,407	8,358	1,274	15,039
平成14年度	4,706	7,826	1,238	13,770
平成15年度	4,647	7,133	1,014	12,794
平成16年度	4,062	7,352	861	12,275
平成17年度	4,098	7,112	693	11,903
平成18年度	3,337	7,467	599	11,403
平成19年度	3,197	8,764	630	12,591
平成20年度	3,328	9,277	620	13,225
平成21年度	3,496	10,030	565	14,091
平成22年度	4,178	10,626	462	15,266

ウ 献血目標数達成状況

(目標, 実績 : 人 達成率 : %)

年度	全 血 献 血						成分献血			総 数		
	200ml			400ml			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率						
H10	6,037	6,323	104.7	8,633	7,528	87.2	2,392	1,360	56.9	17,062	15,211	89.2
H11	6,649	6,981	105.0	8,100	7,634	94.2	2,313	1,453	62.8	17,062	16,068	94.2
H12	6,600	6,177	93.6	8,300	8,201	98.8	2,400	1,408	58.7	17,300	15,786	91.2
H13	4,140	5,407	130.6	8,405	8,358	99.4	1,850	1,274	68.9	14,395	15,039	104.5
H14	3,770	4,706	124.8	8,180	7,826	95.7	2,422	1,238	51.1	14,372	13,770	95.8
H15	3,560	4,647	130.5	7,580	7,133	94.1	2,550	1,014	39.8	13,690	12,794	93.5
H16	3,613	4,062	112.4	7,750	7,352	94.9	2,119	861	40.6	13,482	12,275	91.0
H17	415	4,098	987.4	8,615	7,112	82.5	1,055	693	65.6	10,085	11,903	118.0
H18	2,952	3,337	113.0	6,640	7,467	112.5	1,348	599	44.4	10,940	11,403	104.2
H19	2,790	3,197	114.6	7,050	8,764	124.3	1,330	630	47.4	11,170	12,591	112.7
H20	2,570	3,328	129.5	7,400	9,277	125.4	1,225	620	51.4	11,195	13,225	118.1
H21	2,790	3,496	125.3	7,050	10,030	142.3	1,330	565	42.5	11,170	14,091	126.2
H22	2,180	4,178	191.7	10,710	10,620	99.2	375	462	123.2	13,265	15,266	115.0

(7) 献血団体の育成 (昭和60年度開始 予算 : 344千円 市単独)

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体 (献血会) の育成を図り, 血液の計画的な確保を推進する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則	総務課薬事グループ

《実 績》

献血会に対する献血報償金の交付

- ・ 1年間に延べ25人以上の献血を行った献血会に対して、報償金を支給する。

	交付要件を満たした献血会数	うち交付実績
H17	42	37
H18	39	34
H19	33	29
H20	33	31
H21	32	32
H22	38	36